

# 外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ニュースレター

第66号

2008年12月10日発行

【事務局】〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18

日本キリスト教会館 52号室

【編集】 在日韓国人問題研究所 (RAIK)

TEL : 03-3203-7575 FAX : 03-3202-4977 E-mail : raik@abox5.so-net.ne.jp

郵便振替 : 00190-4-119379 口座名称 : 外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ホームページ: <http://www.ksyc.jp/gaikikyou/>

## 共に生きましょう

(創世記 16 : 7~11、50 : 19~21)

●ユ・ウォンギョ (韓国基督教教会協議会 正義と平和委員会委員長)

### 1.

かつて日本はアジアの共栄と平和を声高に叫んだ。しかし、結果はアジアの平和ではなく、抑圧と戦争の歴史であった。「大東亜共栄」は日本の拡張主義を覆う美辞麗句だったのだ。その日本が太平洋戦争の責任をとり、いかなる場合にも戦争をおこさないという約束を憲法に明記した。それが日本の憲法9条、いわゆる「平和憲法」である。しかし最近の日本は、この憲法9条を改定しようとする右翼保守主義者たちの動きが活発になり、航空自衛隊のイラク派遣など、軍事化を加速させながら再び世界平和を脅かしている。たいへん憂慮される状況である。

しかし、私は今日、この礼拝でこのような日本の話ではなく、いまだに分断状況におかれている韓国の話をしたい。韓国の状況をとおして、どのようにアジアが平和共存の道へと進み、韓民族の宿願である統一を成し遂げることができるのかを考えてみようと思う。そして日本もそ

の膨大な国力で、日本の平和だけでなく、アジアの平和のために奉仕できるようにと、神に訴えてみようと思う。

### 2.

私は、イスラエルが南北の王国に分かたれた分断の原因を拡張主義のせいであると考えている。拡張主義は力の論理に基づく。ともに生きるのではなく、相手を負かし自分だけ生きようというのが力の論理であり、拡張主義の属性である。ダビデとソロモンはこのような拡張主義にとらわれていた。

そのため、果てしなく王宮と聖殿を建て、領土を拡張し、多くの軍事的要衝地を築いた。連日、土木工事があり、賦役があった。そうする内に賦役に苦しめられている人びとの間で不満が湧き上がった。それが火種となって、後に分断の悲劇を迎えるのである。ソロモンの子、レハブアムはイスラエルを中心に南王国を立て、

ヤロブアムは不満勢力を中心に北王国を出帆させた。

このようなイスラエルと同じく、韓半島の分断過程も米国とソ連の拡張主義のためであった。太平洋戦争で日本が負けることによって韓半島は日本の束縛から解放された。しかし、韓半島はいまだに外勢の影が濃く垂れ込めている。韓半島で、ソ連は共産主義という方式で、米国は資本主義という方式で自身の力を行使しようとしたのである。その間にあって韓国は、米ソの信託統治を受けた後、とうとう 1950 年、同族相食む悲劇を経て今日まで分断の歴史を引きずっている。

### 3.

今日の聖書の本文にも、拡張主義の論理が色濃く現れている。サライは、子を望んだが得られなかったので、ハガルという女奴隷をとおして子を得ようとした。ところがハガルが妊娠すると、子のいない主人を見下すようになった。このような拡張主義がもたらす勢力争いは、最も身近な者どうしが恐ろしい対立と反目をするようになる。カインとアベルがそうであり、双子の兄弟、エソウとヤコブがそうであった。そしてヤコブの妻となる姉妹、レアとラケルは互いの勢力を増やそうと息子を産む競争をして、12 人の兄弟を得ることとなった

本文を見ると、妊娠したハガルがサライの圧迫に耐えられずついに逃亡した。ところが神はこの事件をとおして、そのように追い出し、追い出される生活ではなく、ともに生きる道を提示されている。

神が示される共に生きる道は、拡張主義の論理自体を否定するものであった。神は、誰が力が強く、誰が先に過ちを犯したか、対立関係の原因を誰が作ったか、その責任を誰が担わなければならないかを問いただされたい。ただ「拡張主義の犠牲者が誰で、誰がいま疎外されている立場にあり、苦しみの中で訴えているか」を問われている。それゆえ神は、逃げているハガルに「戻ってサライとともに生きよ」と言われ

た。そのことがたとえ困難でつらくても「ともに生きよ」と言われる。そうすれば何度も何度も祝福する、と言われた。

### 4.

今、韓国は地球村の最後の分断国家であり、統一が最も大きな民族問題である。「われらの願いは統一、夢にも願う統一」という歌を 60 年以上歌ってきた。しかし現実には、この歌とはあまりに違った。統一についての話自体が不穏とされた時代があったし、統一の内容も指導者が変わるたびに違った。さらに新しく出帆した李明博（イ・ミョンバク）政府の統一に対するアプローチの仕方も、とても憂慮されるものである。現韓国政府が追求している価値観が、徹底した力の論理、経済中心的拡張主義に基づいているからである。

このように拡張主義が勢力を振るう社会では、道徳性や社会正義の問題は、後ろに追いやられている。ともに生きる平和は、不可能になっている。北（北朝鮮）も、「通美（米国）・対南政策」によって南北関係を進めることより対決の角を研いでいる。また、中国の東北政策、日本の右傾化など周辺国の拡張主義政策も、アジアの平和と韓半島の統一をより困難にしている。本当に由々しきことである。

しかし、私たちが韓半島で本当に望んでいる統一は、サライがハガルを追放したように、どちらか一方を排除し、跪かせるといふ力による統一ではない。たとえ互いに困難で不便なことがあるとしても、ともに生きる共存平和統一である。南と北、どちらがサライで、どちらがハガルかというのは重要な問題ではない。ただ和解の雰囲気どちらが先に醸成し、そのために努力するのが重要である。

今や、これ以上お互いの過ちを問い続けることはできない。韓半島の統一は、急がれる時代的要請であるからである。また、平和共存統一は決して韓国だけのためではない。それは人類が私たちに投げかけた課題の一つである。人類は過ぎし歴史の中で、本当の平和共存の統一を

一度もなしえなかった。それゆえ韓半島の統一は、アジアと世界平和のための新しい試みであり、最後の機会であるといえよう。

## 5.

このような時代的要請にしたがって、サライとハガル、南と北がともに生きる道を探そうということである。私はその道はただ「信頼構築」にあると考える。この間、韓国と北は多くのことに合意してきた。その合意がそのとおりになされていれば、統一はすでに現実となっていたであろう。しかし南と北は、合意事項をあまりにも簡単に破棄してしまった。なぜか？ 互いにそれぞれの主張だけを強調し、信じなかったためである。このような相互不信を取り除き、ゆるぎない信頼関係を構築することはできないであろうか？

私は創世記 50 章からその成功例を探してみた。創世記 50 章は、互いに不信を持ち憎んでいた兄弟がどのように関係を回復させていったか、その過程を私たちによく示している。

兄弟が互いに和睦できず、兄たちがヨセフを売ってしまった。ところが長い年月がすぎた後、その兄弟がエジプトで再び会うことになる。はなはだしい早魃によって兄たちがエジプトに穀物を求めて行ったとき、ヨセフはエジプトの総理大臣になっていた。食糧を介して再び合った兄弟、しかし彼らは、互いに抱擁することができなかった。離れていたときがあまりに長く、最初はお互いが誰であるかわからなかった。彼らにはいまだに感情にしこりがあり、互いの真心を確認する余裕もなかった。それで穀物袋に銀杯をおいて調べてみたり、互いに警戒しながら心の中を押しはかたりした。こういった過程を経て、やっと兄弟であると確認できた。本当に不幸なことであった。

ところが、しばらくして父ヤコブが死んだ。兄弟はあわただしく利害得失を計算した。兄たちは、弟が過去を暴き復讐するかも知らないとの不安に、とうとう父の遺言を捏造した。こういった現実を前に、弟は涙を流しながら言った。

「恐れることはありません。あなた方はわたしに悪をたくらみましたが、神はそれを善に変え、今日私たち家族の命を救われました。このわたしが、あなたたちとあなたたちの子どもを養いましょう」

弟は兄たちをいたわりながら、自分の成功が家族全員のための神の摂理であったと告白した。このような告白に心を開かない人がどこにいるであろうか？ ヨセフのこの告白は、兄弟間であった多くの問題を一度に解決した。そしてすべての否定的な問題を、むしろ神の摂理におきかえた。災い転じて福となったのだ。

## 6.

そうだ。本当の兄弟であり同族であるなら、互いのコンプレックスを理解し、取り除かねばならない。韓半島の南側は、北に対して持っていたレッドコンプレックス (red complex) を克服しなければならず、北は南に向けた非難をやめなければならない。強いと思う側が、まず感情を抑え、悔しいことを大目に見る雅量が必要だ。「この野郎、父の遺言まで捏造しやがって」。このように非難する限り、決して民族が一つとなり、兄弟が心を開くことができる信頼関係が形成されることはない。

よく、争った後の和解をするときを見ると、負けた人が先に手を差し出す場合がある。それは本当の和解ではない。和解の手を差し伸べるのは、勝者がまず先にしなければならない。そうすれば敗者を卑屈にさせない。また、和解は単なる争いの中止ではない。互いが同等になることである。本当に心が通じる兄弟となることである。

## 7.

私は今日、話の結論をこのように結びたい。韓半島の統一は信頼を基盤とする心と心を結ぶ平和共存でなければならないということだ。決してベトナムのように戦争であったり、イエメンのように協商であったり、そしてドイツのように優勢な経済力で一方を卑屈にさせたり身動

きできなくさせる拡張主義的な吸収統一となつてはならないということだ。心が本当に通じる統一、民族的自負心を毀損しない平和共存統一、ともに生きる統一でなければならない。そうやって初めて民族の構成員すべてが父となり、母となり、兄弟姉妹となるのだ。

私は、このような使命のために神さまが韓国教会を世界で最も躍動力ある教会に育てたと信じる。韓国教会の躍動性は世界が認めている。しかし、韓国教会はいまだに自らの力と可能性を正しく使う姿勢を整えられずにいる。そういった意味で韓国教会をどのように牽引し、結集させるのかが、韓国のキリスト者の課題の一つだ。世界が認める韓国教会の力で、南と北の葛藤を解消し、韓半島の和解と統一のため役立つならどんなにいいだろう。その力で東アジアと世界の平和に寄与できればどんなにいいだろう。

これは日本の場合も同じだと思う。蓄積されたその力を日本の勢力拡張のために使うのではなく、アジア各国との信頼回復に使用するの

ある。その意味で、日本がロシアや韓国などと繰り返している領土紛争を早期に中断し、日本軍慰安婦であった人たちへの謝罪と賠償も、積極的に検討しなければならないであろう。また、軍事力増強を即時中止し、周辺国家の不安を払拭し、アジアがともに生きる道を模索しなければならないであろう。それが日本の本当の力を示す道であることを忘れてはならない。日本の平和憲法は、改定するのではなく、アジアの共栄と平和のために、より確固として守らなければならない。

神の恵みと平和が、このことのために祈り行動する日本のキリスト者、韓国基督教教会協議会と、このことに思いを共にするすべての教会の上に、ともにあることを願う。

● 訳 = 韓 守 賢

\*本稿は、2008年6月30日～7月2日、愛知県犬山市で開かれた「第13回外登法問題国際シンポジウム」の閉会礼拝の原稿です。

## 「外国人の人権課題に取り組む特設授業」開設へのお願い

神学校 御中

頌主

外登法問題に取り組む全国キリスト教連絡協議会(外キ協)よりのお願いです。外キ協は、1987年に外国籍住民の人権を守ろうと結成された超教派キリスト教の連絡協議会です。聖書から人権を大切にすることを促され、教会を中心に、宣教課題である外国籍住民の人権確立を目指し活動を展開してきました。

「外国人住民基本法」制定に向けた署名活動はその中心ですが、一昨年より関係各教団の神学校に、授業を通して私たちの活動全般について理解を深めていただきご協力いただけるようお願いをしています。各神学校の実情に合わせてカリキュラムの中に位置付けていただけないでしょうか。神学的な位置付け方も自由に考えていただいて結構です(例えば実践神学や牧会学の一環として、特設授業やフィールドワークとして扱う等)。私たちは、卒業してすぐ

牧会の現場に出て行く神学生たちに、前もって外国籍住民の置かれた立場をぜひ理解しておいていただきたいと強く願っています。要請があれば外キ協から講師の派遣や紹介も可能です。

また今般、外キ協では改定版『歴史をひらくとき・2008』を発行いたしましたので同封させていただきました。これは日・韓・在日教会の「外登法問題国際シンポジウム」で提案され1990年代に発行した同名のブックレット（韓国版『人指し指の叫び』）の全面改定版です。アップトゥデートなものとして書き直し、中高生にも読みやすい文章で書かれています。共同の歴史学習を進めるための良き資料となりますのでお役立てください。

教会には国や民族や宗教によって生じる「敵意という隔ての壁」（エフェソ書2:14）を乗り越える力があると信じていますから、今や日本のみならず、世界各国で生じているグローバル化に伴うきしみや摩擦を取り除いていく責任が世界の教会には託せられていると考えます。

これからの日本は高齢化や人口減少が急速に進みます。すでに200万人を超え、年々増加しつつある外国人登録者とのような関係を築いていくかは教会の抱える課題でもあります。すでに私たちのごく身近に外国人は住んでいます。教会が心を開いて彼らを受け入れ、個性や多様性に富んだ多民族・多文化共生社会を目指す小さいながらも一つのモデルとなれたら、旧約以来の命題である寄留者の権利を守る人道上の規定に大きく貢献できるのではないのでしょうか。どうか取り組んでいただけるよう、よろしく願いいたします。

## 2008年7月1日 外登法問題に取り組む全国キリスト教連絡協議会

### ◇「神学校への要請」報告◇

2008年度は全国18の神学校へ特設授業等開設の要請を行ないました。外キ協事務局でこのプログラムを担当しているのは3名ですが、各神学校への折衝は事務局内や関連組織に役割を依頼して9名に実務を担っていただきました。まだ要請を始めて3年しか経っていないこともあり、詳細にわたる取り組みの実態は把握し切れていません。

担当者からの報告では、授業の中で取り上げられていることが伝えられていますが、誰によりどのような授業がなされているかは実のところ詳細には把握し切れていません。ちなみに、私が折衝を担当した一神学校では、取り組みに前向きな姿勢を示していただきましたが、教務責任者から講師派遣に際しての、実際の講義内容を教授会で検討する必要があるので、まず授業計画を提出して欲しいとのことでした。

しかし、外キ協事務局ではまだこうした要請に応え得る授業内容の整備などを十分に準備で

きていません。事務局内部でも事前にその検討が必要ですし、誰がどの程度のものをどのように作成するかなど、詰められていないのが実情です。今後はよりきめ細かな準備作業が求められていくことになります。幸い、年間を通して外登法関連問題を授業で扱ってきた経験を持つメンバーもいますので、講義ノートなどを参考にさせていただいて、事務局のメンバーが対応できる態勢を整える必要があります。

すでにこうした取り組みがなされているなどの情報がありましたら、外キ協事務局にお寄せいただけると助かります。外登法関連の諸問題は常にアップトゥデートな情報を仕入れておく必要があるので、そうした新しい動向をどれだけ準備作業の中で盛り込んでいけるかも問われています。

今後の日本社会を考えれば、神学校での取り組みの重要性は確かなのですから、そのことを再確認して、今後の対応に生かしたいと願っています。

●秋葉正二（外キ協事務局長）

# 「21世紀日本の今」を読む

外国人差別ウォッチ・ネットワーク編

## 「外国人包囲網 PART 2

### ——強化される管理システム」

(現代人文社 刊/2008年5月/750円+税)

1923年9月1日、東京・神奈川を襲った大地震は、10万5000人余の生命を奪った。そればかりではなく、地震発生の翌日、「朝鮮人蜂起・来襲」という流言飛語が、警察と軍隊の通信網を通して「権威ある情報」として全国に流され、日本の民衆を殺人へと駆り立てていった。自警団や警察、軍隊によって虐殺された朝鮮人は6000人以上に達し、また200人を超える中国人、数十人の日本人も殺された。しかしこの「大虐殺」は、国家としての真相究明も、謝罪も、補償も何一つなされず今日に至っている。

この日から85年後の今、日本に住む外国人は215万人を超えた。国籍別では中国61万人、韓国・朝鮮59万人、ブラジル32万人、フィリピン20万人……と続く（この他に、オーバーステイなど非正規滞在者が約15万人）。また、日本人と外国人との国際結婚も増加し、「ダブル」の子どもも急増している。2006年、日本国内で婚姻届を出したカップルのうち15組に1組は、一方が外国籍あるいは両方が外国籍のカップルである。そして日本国内で生まれた子どものうち、親の一方が外国籍あるいは両親とも外国籍の子どもの数は3万5651人となり、新生児全体の3.2%となる。

日本は、文字通り「多国籍・多民族」社会へと移行している。しかし、「多民族・多文化共生」社会は実現していない。それを阻んでいるのは、他でもない日本国家であり“21世紀の多国籍帝国”である。

本書『外国人包囲網』で鈴木江理子さんは、2001年9・11以降、日本においてどのような「外

国人管理」制度がしかれていったのかを論証し、また旗手明さんは、昨年11月から実施された「日本版US-VISIT」を検証している。また関聡介さんは、東京弁護士会・外国人の権利に関する委員会が実施した「外国人に対する職務質問」アンケート調査から、2003年以降、東京都内において“日本人風ではない”外国人市民に対する警察官の職務質問が濫用されている実態の一端を報告している。すなわち、入国・再入国のゲートで「指紋」という究極の個人識別情報を登録させ、そのうえ居住・労働など日常生活の隅々まで監視し、また非正規滞在者を徹底的に排除するシステムが構築されている。国連の「人種差別に関する特別報告者」であるドゥドゥ・ディエンさんの言葉を借りれば、これらの制度は「本質的に外国人を犯罪者扱いする発想に基づくものであり、外国人への疑念と拒絶の風潮を助長する」ものである。

本書の冒頭の短編小説「2015年。日本のどこかで。」が示唆する近未来は、現実のものとして、いま在日外国人の生を日々脅かしている。その苛酷な現実を、私たち日本人の多くは知らない。しかし、知ろうとしない限り、85年前の「悪夢」を再現することは決してない、と断言することは誰もできない。

1980年代に指紋を拒否し永住資格を剥奪された経験をもつ在日コリアンの崔善愛（チェ・ソンエ）さんは、本書に寄せた文章の最後をこう結んでいる。「私たちを分断し心に壁を作る『テロとの闘い』に、もうこれ以上煽られてはならない」と。

●佐藤信行

# 2009 年法改定

## ◆ 新たな在留管理制度についてのQ&A

### 1. こんど外国人登録がなくなるって話は、 本当なの？

本当です。ただ、外国人登録に替わるものがつくられることとなります。

いま日本政府は、在日外国人の在留管理の更なる強化に向けて、外国人登録制度を廃止し、「新たな在留管理制度」と「外国人台帳制度」に再編しようとしており、2009年の通常国会で法改定するとしています。つまり、外国人登録法を廃止して、「新たな在留管理制度」を取り入れた入管法改定をし、「外国人台帳法」を新たに制定することが想定されます。

「新たな在留管理制度」では、在日外国人の在留管理情報を集約化するため法務省に一元化され、これまで外国人登録を行っていた市町村は、居住地の届出を受けるだけとなります。逆に、「外国人台帳制度」は、市町村が住民行政の基礎として整備するもので、外国人への行政サービスは台帳制度を基盤とすることとなります。

「新たな在留管理制度」の対象は、在留資格をもつ中長期滞在者だけであり、短期滞在者や特別永住者は除外される方向です。また「外国人台帳制度」では、在留資格をもつ中長期滞在者と特別永住者が対象とされます。その結果、非正規滞在者や難民申請中の人たちは、どちらの制度の対象にもなりません。そのため、これらの人びとに対して、現在不十分ながら確保されている医療や教育など最低限の行政サービスからも排除されてしまうことが心配されます。

### 2. 「新たな在留管理制度」って、どんなもの？

これまでの在留管理は、法務省による入国時や在留更新時の審査と、市町村による外国人登録との二元的なものとなっていました。これに対して「新たな在留管理制度」は、在留管理情報を法務省＝入管法に一元化して正確かつ継続的に把握しようとするもので、いわば、「点の管理」から「線の管理」へ、と管理の精度を高めようとするものです。従来と同様、個人単位での把握・管理となります。

具体的には、上陸許可、在留期間の更新、在留資格の変更等の許可申請時に各種事項を記録され、在日外国人は地方入管局から「在留カード」の交付を受けます。登録事項の変更があれば、在留期間の途中でも地方入管局に届出をしなければならなくなります。また、留学・就学先や研修先などの所属機関から情報提供させる制度を創設するとともに、外国人に関する情報を関係行政機関と相互に照会・提供できる仕組みとする予定です。（⇒図参照）

### 3. 特別永住者は、どうなるの？

2008年3月に報告された「新たな在留管理制度に関する提言」（第五次出入国管理政策懇談会）では、「特別永住者は対象外とする」とされました。

在日コリアンなど特別永住者は現在 43 万人ですが、世代を超えて長年日本社会において生活しており、特に「管理」の対象とする必要がないとの考えが働いているとも言われています。いっぽう、在日コリアンの反発を恐れて除外す

る、という見方もあります。というのは、1980年代から90年代にかけて在日コリアンを中心とした指紋拒否・外登法改正運動が広がり、法務省は4回も法改正を余儀なくされたからです。また、今でも外登証返上・不携帯など、さまざまな抵抗をしている在日コリアンもいます。そして、治安関係者をはじめ一部には、在日コリアンをあくまで管理対象とすべきだとする意見も根強いようです。ですから、特別永住者を「新たな在留管理制度」から除外するかどうかは、現在のところ詳細不明です。

他方、行政サービスの基盤となる外国人台帳制度では、特別永住者も当然ながら対象になります。

#### **4. 入管局に集中される個人情報には、 どのようなものがあるの？**

「新たな在留管理制度」では、罰則付きで外国人本人に届出義務を課します。届出事項としては、以下のような項目が予定されています（なお、在留資格・在留期間は入管局側の情報なので届出不要です）。

- 身分事項……氏名、生年月日、性別、国籍、在日親族の氏名など
- 居住地……随時、変更状況を市町村に届出ることとする
- 所属機関などの名称・所在地、活動先の名称・所在地（在留資格によっては職業、報酬も）

このほか、外国人の所属機関から法務省に各種の情報提供を受けることを予定しており、たとえば日本語学校や大学、専門学校などの教育機関は、在籍する外国人の「氏名、生年月日、性別、国籍、在留資格、在留期間、在留カード番号、在籍事実、退学・除籍・所在不明事実など」の情報提供が義務づけられます。

他方、雇用先からは、昨年10月から実施されている雇用状況報告制度により、厚生労働省経由で情報提供を求めることができることとなります。

#### **5. その個人情報は、どのように扱われるの？**

法務省においては、保有する情報とこれら所属機関からの情報とを照合・分析し、また調査権限を行使して、非正規滞在者や資格外活動者を発見して、退去強制手続き、在留資格取消手続き、在留期間更新などの審査に利用します。

他の行政機関との情報の相互照会・提供も、行政機関個人情報保護法に則って行われることとなりますが、警察機関からの照会に応ずることも当然想定され、多項目にわたる個人情報が随時提供されることも可能となります。

また、在留資格の変更や在留期間の更新との関連で、考慮事項として「国税の納付状況、地方税の納付状況、社会保険の加入状況、雇用・労働条件、子弟の就学状況、日本語能力等」についてガイドライン化するとともに、効率的な情報収集が可能とするよう検討するとしています。したがって、「新たな在留管理制度」で得られた個人情報と、ガイドラインで考慮事項とされる情報との連結が想定されます。

このほか、「新たな在留管理制度」で得られた情報のうち、身分事項、在留期間の更新などの許可情報、出国情報については、外国人台帳制度への協力として、法務省から市町村に提供されることとなります。

#### **6. IC在留カードには、何が記載されるの？**

「在留カード」は、上陸許可、在留期間の更新、在留資格の変更、在留資格の取得、永住許可、在留特別許可に伴い地方入管局から交付されます。外国人は、その交付された在留カードを受領拒否することはできません。また、旅券や運転免許証と同様に、偽変造対策としてICチップが搭載され、カードの色で就労可能かどうか分かるようにします。

このカードの券面には、「在留カード番号、氏名、生年月日、性別、国籍、許可の年月日、在留資格、在留期限、居住地、顔写真」が記載されます。おおむね同様の事項が、ICチップにも搭載される予定です。居住地の変更は市町

村でできますが、その他の変更は地方入管局へ出向かなければなりません。

また、永住者にも有効期限が設定されます。ですから、外国人は在留期間の更新ごとに、あるいは永住者は有効期間（たとえば7年）ごとに新しい在留カードを受領しなければならないわけですから、実質上のカード切替を義務づけられることとなります。

在留カードは、今の外国人登録証と変わらず、16歳以上の者には常時携帯義務と提示義務が罰則付きで課されます。しかし、外国人登録証の常時携帯義務違反に対して刑事罰を科すことは自由権規約第26条に適合しない、との国連・自由権規約委員会の見解が示されていることを考慮すべきです。

かつて1950年代～70年代において、「外登録」不携帯として検察に送られた在日コリアンは年間3200人に上りました。それと同様に、「在留カード」常時携帯制度は、在日外国人の日常生活をくまなく監視するものとして猛威をふるうことが危惧されます。

## 7. 外国人台帳って、どんなもの？

### ◇制度の目的

外国人台帳は、市町村の「住民基本台帳」（日本国籍保有者が対象）と同様、「市町村の住民に対する行政の基礎」とすることを目的とする台帳とされています。また、住民基本台帳と同様に、在留外国人の居住関係の公証にも利用されます。

この外国人台帳制度は、少なくとも総務省・法務省の方針では、自治体の判断と責任で行われる事務（自治事務）と位置づけられています。そこには、外国人台帳制度を通じて、市町村にも「外国人の在留管理」（国の事務）の一部を担わせるという意図は、明示的なものとしては含まれていません。

しかし、首相官邸の規制改革会議・犯罪対策閣僚会議などは、「在留外国人の公正な管理に資する」という出入国管理法や外国人登録法と

同じ行政目的の導入を求めています。立法化の過程で、「外国人の在留管理」という行政目的が「外国人台帳制度」に導入される可能性はあります。

### ◇外国人台帳制度の対象者

地方自治法上の「住民」——「市町村の区域内に住所を有する者」の内、「日本国籍を有しない者」が対象となります。ただし、以下の人は対象外とされます。

- (1) 日本での滞在予定が90日以下の短期滞在者
- (2) 法務省が発行する有効な「在留カード」を持っていない「非正規滞在者」など（具体的には、オーバーステイ・密入国した人・難民申請中の人など）

なお、特別永住者は「在留カード」の発行対象外とされていますが、外国人台帳制度の対象には含まれます。

### ◇台帳記載事項

外国人の「管理」を目的としていないため、外国人台帳に記載される事項は外国人登録とは大きく異なり、住民基本台帳の記載事項に準じたものになります。

住民基本台帳と比べて外国人台帳で大きく異なる記載事項は、「戸籍の表示」に代わって「在留資格・在留期間・国籍」が、「住民票コード」に代わって「番号」が、それぞれ記載されること、「選挙人名簿登録の旨」についての記載がないことなどです。（⇒表1参照）

### ◇「外国人台帳ネットワーク」

住民基本台帳では、市町村間における転入転出事務や、都道府県、国の機関による「本人確認情報」の利用をオンラインで行うために、「住基ネット（住民基本台帳ネットワークシステム）」が整備、運用されていますが、同様の仕組みは外国人台帳でも予定されていると考えられます。

ただし「住基ネット」は「都道府県レベル」のシステムですが、「外国人台帳」では「国レベルのシステム」とされています（詳細不明）。少なくとも都道府県の関与は議論されておらず、

「住基ネット」とは別の全国ネットワークが構築されるものと考えられます。

## **8. 日本人の住民基本台帳とは、 どういう関係になるの？**

制度目的がほぼ同じ「市町村の住民に対する行政の基礎」とされるため、外国人台帳と住民基本台帳は、ほぼ同等の情報として参照されることとなります。したがって、いわゆる「混合世帯」（日本国籍者と外国籍者などがいっしょ

に暮らしている家族など）の把握のために、外国人台帳の情報と住民基本台帳の情報が連携され、世帯関係の把握がされることとなります。

これによって、従来の外国人登録制度では困難だったといわれる外国人に対する「世帯単位の行政サービス」提供が、市町村にとってやりやすくなります。実際、市町村の住民行政の大部分は「世帯単位」で行われているので、外国人住民の台帳制度がいままで存在しなかったことは、制度的な不備でした。

## 9. 外国人台帳は、問題がなさそうですか？

いいえ、外国人台帳はいくつかの切実な問題を引き起こします。そのもっとも顕著な問題は、オーバーステイなどの非正規滞在者や難民申請中の人、市町村の行政サービスの対象から一律に排除され、「見えない人間」にされてしまうという問題です。

### ◇「見えない人間」を作り出す

非正規滞在者などが法の保護を受けられなくなり、地域自治体から「見えない人間」にされてアンダーグラウンド化せざるを得ない状況に追い込まれる可能性は、現在よりも高くなるでしょう。

現在の外国人登録制度は非正規滞在者なども対象者としているため、外国人登録を住民行政の基礎として採用している市町村では、オーバーステイになってしまった人やその家族でも、母子保健、教育、その他の市町村が提供する一定の範囲の行政サービスを受けることができます。

しかし、新しい外国人台帳制度では、「不法滞在者は本来我が国で在留する資格を有しない者であり、市町村が一般的に行政サービスを行う対象とは位置付けられない」として、こうした既存の行政サービスの受給から排除しようとしています。

実際に、どのような行政サービスから排除されようとしているかは、総務省が作成した<表2>を参照してください。この表には、日本政府が外国人の「人権の保障」よりもはるかに、「社会防衛」政策を優先的なものと考えている姿勢がよく現れています。

### ◇外国人の「地方参政権」

現在、各地の自治体で広く議論されている「外国人地方参政権」の付与を忌避しようとしている日本政府の考え方が、今回の「外国人台帳制度」構想には強く反映されていると言えるでしょう。

「外国人台帳制度」の議論では、在日外国人が地方自治法上の「地域住民」であることにつ

いて、ほとんど考慮していません。日本政府（総務省）は「外国人**住民**基本台帳制度」ということばの使用を注意深く避け、たとえば住民基本台帳記載事項のひとつである「選挙人名簿登録の旨」について、「日本人を前提」とあえて言及しています。

## 10. 非正規滞在者や難民申請中の人たちは、どうなるの？

新しい制度のもとでは、非正規滞在者や難民申請中の人たちが住民として居住していても、市町村はその事実を把握する法制度上の手段を持たないこととなります。その結果、外国人登録にもとづいて非正規滞在者や難民認定申請中の人たちなどが市町村から受けている行政サービスは、このまま外国人台帳制度に移行した場合、打ち切られることになる可能性があります。

日本政府の考え方の基本は、現在の法制度上の規定を原則として変更しないことを前提としています。このため日本政府の考え方は、「主な各種行政サービスについても、各制度の判断により不法滞在者には行政サービスを提供しないこととしている。このため、不法滞在者について外国人台帳制度の対象外としても支障はない」というものになっています。

また、難民申請中の人については、「一時庇護上陸許可者および仮滞在許可者については、本人の意思により、在留資格を得て本邦に在留することを希望するのが通常であり、国による本来の在留資格を与えるか否かの審査を受ける者であることから、原則どおり在留資格を取得し、在留カードの交付を受けてから外国人台帳に記録する」とされています。

こうした政府方針には、自治事務である外国人台帳を通じて、国の「在留管理強化」を市町村に担わせようとする意図が現れています。

作成◆外国人入国法連絡会

「在留カードに異議あり！」PT

